

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
テレビ放送受信料 1式	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1-1	平成18年4月3日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	当該テレビ放送は、同協会のみにて提供されているものであり、放送法第32条第1項の規定により支払い義務があるため。 (会計法第29条の3第4項)	1,790,050	1,790,050	100.0%	—	
新聞の購入	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1-1	平成18年4月3日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	同組合は、中小企業協同組合法の規定に基づき設立された、当庁所在地の新聞指定取扱店であり、当該事業協同組合の保護育成のために、直接に当該物件を購入するため。 (会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第18号)	5,667,620	5,667,620	100.0%	—	単価契約 (契約金額は18年度支払総額)
X線テレビジョン装置外借上料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1-1	平成18年4月3日	日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2-15-12	X線テレビジョン装置及びCLEIA装置は、当初のリース期間満了後、再リースを検討したところ、機器本体も支障なく稼働しており、かつ、価格調査の結果、明らかに市場価格よりも低価格で同社から借入できることが見込まれるため。 (会計法第29条の3第4項)	1,157,088	1,157,088	100.0%	—	
自動生化学分析装置外借上料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1-1	平成18年4月3日	リコーリース株式会社 東京都中央区銀座7-16-3	自動生化学分析装置は、平成10年9月1日から6年リースを前提として、契約したものである。リース期間終了後は再リースを検討したところ、機器本体も支障なく稼働しており、かつ、価格調査の結果、明らかに市場価格よりも低価格で同社から借入できることが見込まれたため。 分娩総合監視装置1式、麻酔器1式、呼吸ガスモニター1式は、平成13年11月1日から5年リースを前提として、契約したものである。本年度も引き続き機器を借り入れる必要があるため。またリース期間終了後は再リースを検討したところ、機器本体も支障なく稼働しており、かつ、価格調査の結果、明らかに市場価格よりも低価格で同社から借入できることが見込まれたため。 (会計法第29条の3第4項)	1,679,269	1,679,269	100.0%	—	
超音波診断装置外借上料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1-1	平成18年4月3日	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町3-3-23	超音波診断装置は、平成13年8月1日から8年間使用することを前提に同年7月に入札を実施し同社が落札したものであり、契約の性質が競争を許さないため。 分娩総合監視装置は、当初のリース期間満了後、再リースを検討したところ、機器本体も支障なく稼働しており、かつ、価格調査の結果、明らかに市場価格よりも低価格で同社から借入できることが見込まれたため。 (会計法第29条の3第4項)	4,073,839	4,073,839	100.0%	—	

運動負荷心電図測定装置外借 上料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	ジーイーキャピタル リーシング株式会社 東京都港区赤坂3-3-5	運動負荷心電図測定装置は、平成14年2月1日 から5年間使用することを前提に同年7月に入札 を実施し同社が落札したものであり、契約の性質 が競争を許さないため。またリース期間満了後 は、再リースを検討したところ、機器本体も支障 なく稼働しており、かつ、価格調査の結果、明ら かに市場価格よりも低価格で同社から借入でき ることが見込まれたため。 磁気共鳴断層撮影装置は、当初のリース期間満 了後、再リースを検討したところ、機器本体も支 障なく稼働しており、かつ、価格調査の結果、明 らかに市場価格よりも低価格で同社から借入でき ることが見込まれたため。(会計法第29条の3 第4項)	2,297,744	2,297,744	100.0%	—	
全身用コンピュータ断層撮影装置 借上料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	東芝医用ファイナ ンス株式会社 東京都文京区本郷3- 15-2	全身用コンピュータ断層撮影装置は、平成17年 3月22日から8年間使用することを前提に前年12 月に入札を実施し同社が落札したものであり、契 約の性質が競争を許さないため。(会計法第29 条の3第4項、特例政令に該当)	12,218,220	12,218,220	100.0%	—	
CADシステム 借受	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	日立キャピタル株式 会社 東京都港区西新橋2- 15-12	本件は、平成16年度から4年間使用することを前 提に契約しているものであり、契約の性質が競争 を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例 政令に該当)	47,943,000	47,943,000	100.0%	—	
パーソナルコンピュータ 借 受	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	センチュリー・リーシ ング・システム 株式会社 東京都港区浜松町2- 4-1	当初のリース期間満了後、再リースを検討した ところ、機器本体も支障なく稼働しており、か つ、価格調査の結果、明らかに市場価格よりも低 価格で同社から借入できることが見込まれたた め。 (会計法第29条の3第4項)	28,736,941	28,736,941	100.0%	—	
医科用コンピュータ 外 借 受	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	首都圏リース株式会 社 東京都千代田区神田 小川町1-2	本件は、平成17年12月から4年間使用すること を前提に同年11月に入札を実施し同社が落札し たものであり、契約の性質が競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項)	1,436,400	1,436,400	100.0%	—	
磁気共鳴断層撮影装置保守	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	ジーイー横河メディ カルシステム株式会 社 東京都文京区本駒込 2-28-10	同機器は、保守点検、修理その他の管理に専門 的な知識及び技能を必要とする薬事法により定め られた特定保守管理医療機器であり、製造者であ る同社以外には本業務を行えないため。(会計法 第29条の3第4項)	4,725,000	4,725,000	100.0%	—	

自動生化学分析装置保守	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	日立計測器サービス株式会社 東京都新宿区四谷 4-28-8	同機器は、保守点検、修理その他の管理に専門的な知識及び技能を必要とする薬事法により定められた特定保守管理医療機器であり、製造者である本社以外には本業務を行えないため。(会計法第29条の3第4項)	1,190,700	1,190,700	100.0%	—	
全身用コンピュータ断層撮影装置外保守	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	東芝メディカルシステムズ株式会社 東京都中央区京橋 1-19-8	同機器は、保守点検、修理その他の管理に専門的な知識及び技能を必要とする薬事法により定められた特定保守管理医療機器であり、製造者である本社以外には本業務を行えないため。(会計法第29条の3第4項)	6,428,100	6,428,100	100.0%	—	
空気清浄器 保守	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	ミドリ安全株式会社 千代田支店 東京都千代田区九段北 1-8-1	業務を遂行する上で、装置製造業者のノウハウが不可欠であり、製造業者以外に保守点検をさせた場合は装置の使用に著しい支障が生じる恐れがあり、製造者である本社以外には本業務を行えないため。(会計法第29条の3第4項)	1,297,800	1,297,800	100.0%	—	
情報化統括責任者(CIO)補佐官業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	アクセント株式会社 東京都港区赤坂 1-11-44	本件は、情報システム等の全てに渡る調査及び支援助言業務の委託であり、他社では継続的かつ画一的な専門的技術・知識を要した業務ができなため。(会計法第29条の3第4項、特例政令に該当)	34,524,000	34,524,000	100.0%	—	
宮内庁ホームページ公開用サーバシステムの運用業務 外	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	株式会社インターネットイニシアティブ 東京都千代田区神田神保町 1-105	本件は、同社の管理下での機器の賃貸借を含む運用業務であり、本社以外には継続的機器による安定運用ができないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令に該当)	55,947,780	55,947,780	100.0%	—	
宮内庁ネットワークシステムの運用管理支援業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	新日鉄ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川 2-20-15	本件は、宮内庁ネットワークシステムの運用管理支援業務を委託するもので、同社は平成10年度構築された当庁のネットワークシステムを始めとする、関連システム機器の設計、構築及び保守に携わり、システム全体の構築意図を熟知している唯一の業者であり、他社ではシステム全体の管理等委託業務を実施できないため。(会計法第29条の3第4項)	30,748,200	30,240,000	98.3%	—	
ネットワーク機器 外 保守	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	新日鉄ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川 2-20-15	本件は、宮内庁ネットワーク機器他の保守メンテナンスを計るもので、同社は平成10年度構築された当庁のネットワークシステムを始めとする、関連システム機器の設計・構築に携わり、システム全体の構築意図を熟知している唯一の業者であり、他社では常時最適な機器環境を継続的に維持できないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令に該当)	56,386,050	56,139,300	99.6%	—	

給与等事務処理システムの運用支援業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	富士通株式会社 東京都港区東新橋 1-5-2	本件業務を遂行する上で、機器類の製造者であり、システムの設計・構築に携わった同社のノウハウが不可欠であり、同社以外に支援業務を行わせた場合にシステム全般の使用に著しい支障が生じる恐れがあり、同社以外には本業務を行えないため。 (会計法第29条の3第4項)	7,207,200	6,089,580	84.5%	—	
コピーカウント料(8個)	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	株式会社リコーMA 事業部 東京都中央区銀座 8-13-1	機器の安定仕様のため、同機器の製造元である同社以外には本業務が行えないため。 (会計法第29条の3第4項)	6,289,606	6,289,606	100.0%	—	単価契約 (契約金額は18年度支払総額)
コピーカウント料(2個)	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	京セラミタジャパン株式会社 東京都中央区日本橋本町 1-9-15	機器の安定仕様のため、同機器の製造元である同社以外には本業務が行えないため。 (会計法第29条の3第4項)	1,039,861	1,039,861	100.0%	—	単価契約 (契約金額は18年度支払総額)
コピーカウント料(7個)	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	富士ゼロックス株式会社 東京都港区六本木 3-1-1	機器の安定仕様のため、同機器の製造元である同社以外には本業務が行えないため。 (会計法第29条の3第4項)	4,231,619	4,231,619	100.0%	—	単価契約 (契約金額は18年度支払総額)
コピーカウント料(17個)	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	東芝テックビジネスソリューション株式会社 東京都千代田区岩本町 2-4-3	機器の安定仕様のため、同機器の製造元である同社以外には本業務が行えないため。 (会計法第29条の3第4項)	7,479,872	7,479,872	100.0%	—	単価契約 (契約金額は18年度支払総額)
絵画「國之華図屏風」保存修理	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	株式会社半田九清堂 東京都渋谷区上原 1-29-12	皇室用美術工芸品の修理事業で、過去において修理対象品と同時代かつ同等作家の修理を行った実績を有し、熟知した技術者による画一した保存修理が必要とされるため、卓越した伝統保存修理技術を有した同社以外に本事業が行えないため。 (会計法第29条の3第4項)	8,175,057	8,153,250	99.7%	—	
置物「蔦細道蒔絵文台・硯箱」保存修理	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	北村謙一(昭齋) 奈良市西包永町 3	皇室用美術工芸品の修理事業であり、過去において修理対象品と同時代・同等作家の作品修理の実績を有し、同一工房の技術者による画一した保存修理が必要とされるため、卓越した伝統保存修理技術を有した同者以外に本事業が行えないため。 (会計法第29条の3第4項)	2,776,693	2,762,361	99.5%	—	
反射式複写器借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	株式会社リコーMA 事業部 東京都中央区銀座8-13-1	平成16年4月より3年使用することを前提として契約しているものであり、契約の性質が競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項)	924,840	924,840	100.0%	—	
御支度品の製造	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	(非公表)	天皇皇后両陛下外国御訪問の際の行事等でご使用になるもので、過去に多くの納入実績があり、あらゆるご要望に応えることができる信頼された相手方であるため。 (会計法第29条の3第4項)	(非公表)	(非公表)	—	—	

<p>宮内庁病院機械設備運転保守 ほか</p>	<p>支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1</p>	<p>平成18年4月3日</p>	<p>日本機関商工株式会社 東京都文京区小石川 5-2-2</p>	<p>本件業務は、宮内庁病院に設置されているボイラほか熱源機器等の運転監視及び点検保守等を行うものである。その内容は、既存施設及び設備等を熟知した上に経験・知識を重視するとともに現場状況等にも精通していなければ、宮内庁病院の冷暖房運転等に著しい支障が生じ、病院業務に多大な支障を及ぼすこととなる。 日本機関商工(株)は永年にわたり本件業務の履行実績を持ち、本件業務に関係する施設を熟知し、その経験及び知識から本件業務を確実に履行する実力を有しており、かつ、緊急時の対応にも迅速に対応できる唯一の業者であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)</p>	<p>(非公表)</p>	<p>20,982,937</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>宮内庁庁舎機械設備運転保守</p>	<p>支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1</p>	<p>平成18年4月3日</p>	<p>株式会社アキテム 東京都目黒区上目黒 2-15-14</p>	<p>本件業務は、宮内庁庁舎に設置されているボイラ等熱源機器の運転監視及び点検保守を行うものである。この熱源は、宮内庁庁舎及び官殿に使用されるものであるため、既存施設及び設備等を熟知した上に経験・知識を重視するとともに現場状況等にも精通していなければ宮内庁庁舎及び官殿の冷暖房運転等に著しい支障が生じ、当庁業務に多大な支障を及ぼすこととなる。 (株)アキテムは永年にわたり本件業務の履行実績を持ち、本件業務に関係する施設を熟知し、その経験及び知識から本件業務を確実に履行する実力を有しており、かつ、緊急時の対応にも迅速に対応できる唯一の業者であり、競争を許さないことため。(会計法第29条の3第4項)</p>	<p>(非公表)</p>	<p>12,718,314</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>宮殿電気集塵器保守点検</p>	<p>支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1</p>	<p>平成18年4月3日</p>	<p>進和テック株式会社 東京都新宿区西新宿 3-16-6</p>	<p>本業務は、宮殿に設置されている空調機用電気集塵器の保守点検を行うものである。 当該設備は、宮殿行事で使用する重要な設備であり、故障停止等の不具合によって機能が阻害された場合、宮殿行事に多大な影響を及ぼす恐れがある。 また、本件対象機器は、製造者の設計による独自性の高い設備であることから、機器を製造したもの以外に保守点検をさせた場合は機器等の使用に著しい支障が生じる恐れがある。 進和テック(株)は、当該設備を設計、製造した会社であり、その設計図書等を保有している。 また、故障等の不具合が発生した場合の迅速な原因究明、復旧作業においても対応する体制が整っており、同設備を熟知した唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項)</p>	<p>(非公表)</p>	<p>1,344,000</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	

御所冷温水発生機その他保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	テクノ矢崎株式会社 東京都品川区南品川 2-2-10	<p>本業務は、御所、東宮御所、三笠宮邸、秋篠宮邸及び常陸宮邸に設置されている冷暖房設備機器の保守点検を行うものである。</p> <p>当該設備は、これらの建物内の空調をする重要な設備であり、故障停止等の不具合によって機能が阻害された場合、空調に多大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>また、本件対象機器は、製造者の設計による独自性の高い設備であることから、機器を製造したもの以外に保守点検をさせた場合は機器等の使用に著しい支障が生じる恐れがある。</p> <p>テクノ矢崎㈱は、当該設備を設計、製造した矢崎総業㈱の系列会社であり、矢崎総業㈱の製造した冷暖房設備機器の保守点検業務を担当している。</p> <p>また、故障等の不具合が発生した場合の迅速な原因究明、復旧作業においても対応する体制が整っており、同設備を熟知した唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項)</p>	(非公表)	5,092,500	—	—	
宮殿及び宮内庁庁舎用ボイラ保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	株式会社ヒラカワガイダム フィールドサービス 首都圏支店 東京都中央区日本橋 浜町 1-11-3	<p>本業務は、宮内庁庁舎に設置されている炉筒煙管式ボイラの保守点検を行うものである。</p> <p>当該設備は、宮殿行事で使用する空調機などの熱源で重要機器であることから、不具合が生じた場合は、宮殿行事に多大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>また、本件対象機器は、製造者の設計による独自性の高い設備であることから、機器を製造したもの以外に保守点検をさせた場合はボイラ運転に著しい支障が生じる恐れがある。</p> <p>㈱ヒラカワガイダムフィールドサービス首都圏支店は、当該設備を設計、製造した㈱ヒラカワガイダムの系列会社であり、㈱ヒラカワガイダムが製造した機器の修繕及び保守点検業務を担当している。</p> <p>また、故障等の不具合が発生した場合の迅速な原因究明、復旧作業においても対応する体制が整っており、同設備を熟知した唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項)</p>	(非公表)	2,118,675	—	—	
御所エレベータその他保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	三菱電機ビルテクノサービス株式会社東京支社 東京都荒川区荒川 7-19-1	<p>本業務は、御所、宮殿、三笠宮邸及び吹上大宮御所に設置されているエレベータ及び小荷物専用昇降機の保守点検を行うものである。</p> <p>当該設備は、宮殿等の施設に設置されていることから、不具合が生じた場合は、行事等に多大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>また、本件対象機器は、製造者の設計による独自性の高い設備であることから、機器を製造したもの以外に保守点検をさせた場合はエレベータ等の機能に著しい支障が生じる恐れがある。</p> <p>三菱ビルテクノサービス㈱は、当該設備を設計、製造した三菱電機㈱の系列会社であり、三菱電機㈱が製造した機器の修繕及び保守点検業務を担当している唯一の会社であり、かつ、故障等の不具合が発生した場合の迅速な原因究明、復旧作業においても対応する体制が整っており、同設備を熟知しているため。(会計法第29条の3第4項)</p>	(非公表)	2,734,200	—	—	

<p>宮殿エレベータその他保守点検</p>	<p>支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1</p>	<p>平成18年4月3日</p>	<p>株式会社日立ビルシステム 東京都千代田区神田錦町 1-6</p>	<p>本業務は、宮殿、東宮御所、那須御用邸及び葉山御用邸に設置されているエレベータ及び小荷物専用昇降機の保守点検を行うものである。 当該設備は、これらの建物内を移動する手段等として重要機器であることから、不具合が生じた場合は、行事等に多大な影響を及ぼす恐れがある。 また、本件対象機器は、製造者の設計による独自性の高い設備であることから、機器を製造したもの以外に保守点検をさせた場合はエレベータの機能に著しい支障が生じる恐れがある。 ㈱日立ビルシステムは、当該設備を設計、製造した㈱日立製作所の系列会社であり、㈱日立製作所が製造した機器の保守点検業務を担当している唯一の会社であり、かつ、故障等の不具合が発生した場合の迅速な原因究明、復旧作業においても対応する体制が整っており、同設備を熟知しているため。(会計法第29条の3第4項)</p>	<p>(非公表)</p>	<p>4,638,060</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>多摩陵墓監区事務所ほか汚水処理施設保守点検</p>	<p>支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1</p>	<p>平成18年4月3日</p>	<p>株式会社三好商会 神奈川県横浜市西区北幸 2-8-4</p>	<p>本業務は、多摩陵墓監区事務所、須崎御用邸、那須御用邸、葉山御用邸、御料牧場に設置されている汚水処理施設及び新浜鴨場に設置されている排水処理施設について浄化槽法の定めによる保守点検を実施し、また、多摩陵墓監区事務所の合併処理浄化槽、葉山御用邸の合併処理・単独処理浄化槽における法定検査を併せて行うものである。 当該設備は、汚水の浄化滅菌をする重要機器であることから、不具合が生じた場合は、近隣地域に多大な影響を及ぼす恐れがある。 また、本件対象機器は、製造者の設計による独自性の高い設備であることから、機器を製造したもの以外に保守点検をさせた場合は汚水処理施設の機能に著しい支障が生じる恐れがある。 ㈱三好商会は、当該設備を設計、製造した会社であり、その設計図書等を保有している。 また、故障等の不具合が発生した場合の迅速な原因究明、復旧作業においても対応する体制が整っており、同設備を熟知した唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項)</p>	<p>(非公表)</p>	<p>1,625,575</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	

秋篠宮邸ほか電話交換設備保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	岩通システムソリューション株式会社 東京都杉並区久我山 1-7-41	<p>本業務は、秋篠宮邸、三笠宮邸、寛仁親王邸、高円宮邸及び多摩陵墓監区事務所に設置されている電話交換機の保守点検を行うものである。</p> <p>当該設備は、電話交換機と付属端末機から構成されており、機器に不具合が生じた場合、設備に多大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>また、本件対象機器は、製造者の設計による独自性の高い設備であることから、機器を製造したもの以外に保守点検をさせた場合は電話交換設備の機能に著しい支障が生じる恐れがある。</p> <p>岩通システムソリューション(株)は、当該設備を設計、製造した岩崎通信(株)の系列会社であり、岩崎通信(株)が製造した機器の保守点検業務を担当している。</p> <p>また、故障等の不具合が発生した場合の迅速な原因究明、復旧作業においても対応する体制が整っており、同設備を熟知した唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項)</p>	(非公表)	1,105,650	—	—	
秋篠宮邸ほか冷暖房機器保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	ダイキン工業株式会社東京支社 東京都港区港南2-18-1JR品川イーストビル	<p>本業務は、秋篠宮邸及び赤坂東邸に設置されている冷暖房機器の保守点検を行うものである。</p> <p>当該設備は、秋篠宮邸及び赤坂東邸の冷暖房を行う重要機器であることから、不具合が生じた場合は、それらの施設の空調に多大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>また、本件対象機器は、製造者の設計による独自性の高い設備であることから、機器を製造したもの以外に保守点検をさせた場合は冷暖房機器の機能に著しい支障が生じる恐れがある。</p> <p>ダイキン工業(株)は、当該設備を設計、製造した会社であり、その設計図書等を保有している。</p> <p>また、故障等の不具合が発生した場合の迅速な原因究明、復旧作業においても対応する体制が整っており、同設備を熟知した唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項)</p>	(非公表)	1,365,000	—	—	
東宮御所ほか電話交換設備保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	株式会社富士通ビジネスシステム 東京都文京区後楽1-7-27	<p>本業務は、東宮御所、赤坂東邸、葉山御用邸、御料牧場及び宮内庁分室に設置されている電話交換機の保守点検を行うものである。</p> <p>当該製品は富士通(株)製であり、本対象機器の保守点検には製造者のノウハウが不可欠であり、製造者以外に保守点検させた場合は機器等の使用に著しい支障が生じる恐れがある。(株)富士通ビジネスシステムは富士通(株)の系列会社であり、富士通(株)の電話交換機の保守に関するノウハウを継承し、富士通(株)の製造した電話交換機の保守点検業務を専門に担当しているため。(会計法第29条の3第4項)</p>	(非公表)	2,100,000	—	—	

<p>常陸宮邸ほか電話交換設備保守点検</p>	<p>支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1-1</p>	<p>平成18年4月3日</p>	<p>NECネットエスアイ株式会社 東京都品川区東品川 1丁目39番9号</p>	<p>本件業務は、常陸宮邸、須崎御用邸及びび那須御用邸に設置されている電話交換機の保守点検を行うものである。 当該製品は日本電気㈱製であり、本対象機器の保守点検には製造者のノウハウが不可欠であり、製造者以外に保守点検させた場合は機器等の使用に著しい支障が生じる恐れがある。NECネットエスアイ㈱は日本電気㈱の系列会社であり、日本電気㈱の電話交換機の保守に関する担当会社であり、同設備を熟知した唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項)</p>	<p>(非公表)</p>	<p>1,398,600</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>宮内庁病院エレベータその他保守点検</p>	<p>支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1-1</p>	<p>平成18年4月3日</p>	<p>富士エレベーター工業株式会社 東京都千代田区内神田 3-4-6</p>	<p>本業務は、宮内庁病院、東宮御所及び須崎御用邸に設置されているエレベータ及び小荷物専用昇降機の保守点検を行うものである。 当該設備は、これらの建物内を移動する手段等として重要機器であることから、不具合が生じた場合は、行事等に多大な影響を及ぼす恐れがある。 また、本件対象機器は、製造者の設計による独自性の高い設備であることから、機器を製造したもの以外に保守点検をさせた場合はエレベータの機能に著しい支障が生じる恐れがある。 富士エレベーター工業㈱は、当該設備を設計、製造した会社であり、その設計図書等を保有している。 また、故障等の不具合が発生した場合の迅速な原因究明、復旧作業においても対応する体制が整っており、同設備を熟知した唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項)</p>	<p>(非公表)</p>	<p>1,045,800</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>寛仁親王邸ほか冷暖房機器保守点検</p>	<p>支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1-1</p>	<p>平成18年4月3日</p>	<p>三菱電機ビルテクノサービス株式会社東京支社 東京都荒川区荒川 7-19-1</p>	<p>本業務は、寛仁親王邸及び高円宮邸に設置されている冷暖房機器の保守点検を行うものである。 当該設備は、寛仁親王邸及び高円宮邸の冷暖房を行う重要機器であることから、不具合が生じた場合は、それらの施設の空調に多大な影響を及ぼす恐れがある。 また、本件対象機器は、製造者の設計による独自性の高い設備であることから、機器を製造したもの以外に保守点検をさせた場合は冷暖房機器の機能に著しい支障が生じる恐れがある。 三菱電機ビルテクノサービス㈱は、当該設備を設計、製造した三菱電機㈱の系列会社であり、三菱電機㈱が製造した機器の修繕及び保守点検業務を担当している唯一の会社であり、また、故障等の不具合が発生した場合の迅速な原因究明、復旧作業においても対応する体制が整っており、同設備を熟知した唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項)</p>	<p>(非公表)</p>	<p>1,260,000</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	

<p>宮殿吸収式冷凍機保守点検</p>	<p>支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1-1</p>	<p>平成18年4月3日</p>	<p>荏原冷熱システム株式会社 東京都大田区羽田 5-1-13</p>	<p>本業務は、宮殿設備管制所内に設置されている吸収式冷凍機の保守点検を行うものである。 当該設備は、宮殿及び宮内庁庁舎の空調を行う重要機器であることから、不具合が生じた場合は、宮殿等の空調に多大な影響を及ぼす恐れがある。 また、本件対象機器は、製造者の設計による独自性の高い設備であることから、機器を製造したもの以外に保守点検をさせた場合は吸収式冷凍機の機能に著しい支障が生じる恐れがある。 荏原冷熱システム(株)は、当該設備を設計、製造した(株)荏原製作所の系列会社であり、(株)荏原製作所が製造した当該機器の修繕及び保守点検業務を担当している。 また、故障等の不具合が発生した場合の迅速な原因究明、復旧作業においても対応する体制が整っており、同設備を熟知した唯一の会社である。(会計法第29条の3第4項)</p>	<p>(非公表)</p>	<p>1,995,000</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>宮殿防火シャッター及びブラインドシャッター保守点検</p>	<p>支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1-1</p>	<p>平成18年4月3日</p>	<p>トステム鈴木シャッター株式会社 東京都豊島区南大塚 1-1-4</p>	<p>本業務は、宮殿に設置されている防火シャッター及びブラインドシャッターの保守点検を行うものである。 当該設備は、宮殿防災等における重要な設備であり、故障停止等の不具合によって機能が阻害された場合、宮殿防災等に多大な影響を及ぼす恐れがある。 また、本件対象機器は、製造者の設計による独自性の高い設備であることから、機器を製造したもの以外に保守点検をさせた場合は機器等の使用に著しい支障が生じる恐れがある。 トステム鈴木シャッター(株)は、当該設備を設計、製造、施工した会社であり、その設計図書等を保有している。 また、故障等の不具合が発生した場合の迅速な原因究明、復旧作業においても対応する体制が整っており、同設備を熟知した唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項)</p>	<p>(非公表)</p>	<p>2,298,450</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>宮殿ほか厨房用機器保守点検</p>	<p>支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1-1</p>	<p>平成18年4月3日</p>	<p>株式会社フジマック 東京都港区新橋 5-1-4-5</p>	<p>本業務は、宮殿及び宮内庁庁舎に設置されている厨房用機器の保守点検を行うものである。 当該設備は、宮殿行事等の料理を調理する重要機器であることから、機器等の使用に支障が生じた場合、宮殿行事に多大な影響を及ぼす恐れがある。 また、本件対象機器は、製造者の設計による独自性の高い設備であることから、機器を製造したもの以外に保守点検をさせた場合は機器等の使用に著しい支障が生じる恐れがある。 (株)フジマックは、当該設備を設計、製造した会社であり、その設計図書等を保有している。 また、故障等の不具合が発生した場合の迅速な原因究明、復旧作業においても対応する体制が整っており、同設備を熟知した唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項)</p>	<p>(非公表)</p>	<p>1,207,500</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	

<p>宮殿ほか給水ポンプユニット 保守点検</p>	<p>支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1</p>	<p>平成18年4月3日</p>	<p>荏原テクノサーブ株式会社 東京都大田区羽田 5 丁目 1 番 1 3 号</p>	<p>本業務は、宮殿、御所、秋篠宮邸、三笠宮邸、寛仁親王邸及び高円宮邸に設置されている給水ポンプユニットの保守点検を行うものである。 当該製品は、(株)荏原製作所製であり、本件対象機器の保守点検には製造者のノウハウが不可欠であり、製造者以外に保守点検させた場合は、機器等の使用に著しい支障が生じる恐れがある。荏原テクノサーブ(株)は(株)荏原製作所の系列会社であり、(株)荏原製作所の給水ポンプユニットの設計及び製造に関するノウハウを継承し、(株)荏原製作所の製造した給水ポンプユニットの保守点検業務を担当する唯一の会社であるため。(会計法第 2 9 条の 3 第 4 項)</p>	<p>(非公表)</p>	<p>966,000</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>宮殿可動間仕切装置その他保守点検</p>	<p>支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1</p>	<p>平成18年4月3日</p>	<p>三精輸送機株式会社 東京支店 東京都新宿区新宿 4 丁目 3 番 1 7 号</p>	<p>本業務は、宮殿に設置されている可動間仕切装置及びターンテーブルの保守点検を行うものである。 当該製品は、三精輸送機(株)製であり、本件対象機器の保守点検には製造者のノウハウが不可欠であり、製造者以外に保守点検させた場合は、機器等の使用に著しい支障が生じる恐れがあるため。(会計法第 2 9 条の 3 第 4 項)</p>	<p>(非公表)</p>	<p>1,046,850</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>発注者支援データベースシステムのアクセス検索料</p>	<p>支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1</p>	<p>平成18年4月3日</p>	<p>財団法人日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂 7 丁目 1 0 番 2 0 号アカサカセブンスアヴェニュービル</p>	<p>公共工事の発注をめぐり、入札・契約手続きにおける不正行為の防止、建設市場の国際化への対応などの社会的要請を背景に、平成5年12月21日の中央建設業審議会(建設大臣の諮問機関)により、「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」の建議がまとめられ、この建議の中で、各発注機関が共同で利用でき、建設会社の技術力を公正に評価しうる工事実績情報等のデータベース整備の必要性が求められた。 これを受け、旧建設省の要請で広く建設情報を手がけている(財)日本建設情報総合センター(JACIC: ジャシック)が公益法人という立場で、工事実績情報等のデータベースを構築し、各発注機関へ情報提供を行うこととなった。このデータベースのうち、工事実績情報を取りまとめたものが「CORINS(コリンズ: 工事実績情報サービス)」、測量調査設計業務を取りまとめたものが、「TECRIS(テクリス: 測量調査設計業務実績情報サービス)」である。 また、CORINS情報と財団法人建設業技術者センターが提供する企業情報を一体的に検索できるシステム「JCIS(ジェイシス: JC情報サービス)」にて、建設法第 2 6 条第 3 項に定められている監理技術者及び主任技術者の適正配置の確認・徹底を図ることができる。 以上の「CORINS」、「TECRIS」及び「JCIS」各情報サービスの提供は、(財)日本建設情報総合センターのみで行っているため。(会計法第 2 9 条の 3 第 4 項)</p>	<p>4,515,000</p>	<p>4,515,000</p>	<p>100.00%</p>	<p>—</p>	

御所離宮参観案内ほか業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	財団法人菊葉文化協会 東京都千代田区千代田 1-1	1 財団法人菊葉文化協会は、雅楽等の古来からの伝承文化や正倉院の宝物等の貴重な文化財について、調査研究、国民への紹介等を行うとともに、皇居、京都御所、正倉院等の歴史的、文化的に貴重な施設等について、環境の保全、参観上の便宜の向上等を図り、もって地域文化・国民文化の向上及び住民福祉・国民福祉の増進に寄与することを目的として設立された財団法人であり当庁の施策に協力する目的をもって設立された団体である。 2 本件は、施設等の参観者等に対する便宜の供与に関する業務であり、皇居内、御所内という特別な地域で行う業務でもあるので、これらに習熟した業務に携わる者を確保する必要がある。財団法人菊葉文化協会は習熟した業務に携わる者を確保することができる唯一の団体であるため。(会計法第29条の3第4項)	(非公表)	28,552,791	—	9	
小形菊焼残月及び中形菊焼残月	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	①株式会社虎屋 東京都港区赤坂 4-9-22 ②株式会社清月堂本店 東京都中央区銀座 7-16-15 ③株式会社花園万頭 東京都新宿区新宿 5-16-15	菊焼残月は春季・秋季園遊会招待者並びに、春・秋に表彰される叙勲者等へ賜与されるものであり、一般市販品とは異なり、代替性のない特定の製品であって、性質上競争を許さないものである。今回契約する三社は永年にわたり、確実な履行実績を有しているため。なお、製品の納入が多量になる場合は一社では不可能であることから三社と契約した。(会計法第29条の3第4項)	13,561,036	13,561,036	100.0%	—	単価契約 (契約金額は3社合計の平成18年度支出総額)
配膳人の供給	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	①株式会社麴町配ぜん人紹介所 東京都千代田区麴町 4-4-4 ②株式会社東邦サービス 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12 ③株式会社西東京スタッフ 東京都西東京市南町 4-4-2-303	宮中で催される諸宴の配膳を当庁職員だけでは対応できないため、不足となる配膳人を外部に委託している。特に晚餐、午餐等の接遇は、伝統に基づいた格調高い儀式であるため、配膳にも長年の経験と技術が必要となる。この三社は30数年、宮中の様々な配膳業務を経験し配膳方法にも熟知しており、安心して行事を任せられる充分な信頼性を備えている。なお、大きな行事の際、多数の必要人員を確実に確保するためには一社では困難なため三社と契約した。(会計法第29条の3第4項)	13,706,968	13,706,968	100.0%	—	単価契約 (契約金額は3社合計の平成18年度支出総額)
食器洗浄人の供給	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	株式会社西東京スタッフ 東京都西東京市南町 4-4-2-303	宮中招宴で使用した食器の洗浄等を当庁職員だけでは対応できないため、不足となる食器洗浄人を外部に委託している。洗浄する食器は行事別に様々な種類があり、繊細で高度な細工を施した物が多い。そのため派遣される洗浄人には長年の経験と技術が必要であり、特に食器の破損防止や能率良く作業を行うためには専属の熟練者が望ましい。同社には長年の経験と技術を持った当庁専属の者が在籍しており、安心して任せられる充分な信頼性を備えている。(会計法第29条の3第4項)	2,028,507	2,028,507	100.0%	—	単価契約 (契約金額は平成18年度支出総額)

食卓被の洗濯	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	株式会社白洋舎東京支店 東京都大田区下丸子 2-11-1	宮中招宴で使用する食卓被は、長さが最大3.3mの特大サイズである。都内のクリーニング業者等を調査した結果、設備的にも難しく同社以外では不可能であった。同社は30数年、宮中招宴用食卓被の洗濯をしてきた経験と実績を有し、急な注文にも確実に対応できる技術と十分な信頼性を備えているため。(会計法第29条の3第4項)	1,315,390	1,315,390	100.0%	—	単価契約 (契約金額は平成18年度支出総額)
牧場生産品等輸送委託	分任支出負担行為担当官 宮内庁御料牧場長 石原哲雄 栃木県塩谷郡高根沢町上高根沢6020	平成18年4月3日	栃木県北通運株式会社 栃木県那須塩原市三区町650番地1	当場の仕様にあった車両を所有している業者が少ない上、当場の荷物のみを輸送できる業者は3社のみであったが、そのうち2社に辞退され同社のみとなったため。(会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第8号)	(非公表)	5,310,650	—	—	単価契約 (契約金額は18年度支払総額)
産業廃棄物(動物性残渣、動物死体)収集・運搬業務委託	分任支出負担行為担当官 宮内庁御料牧場長 石原哲雄 栃木県塩谷郡高根沢町上高根沢6020	平成18年4月3日	富士化学株式会社 東京都西多摩郡瑞穂町二本木433-2	当場から排出される産業廃棄物(動物性残渣、動物死体)を取り扱い、なおかつ最終処理を行える業者を調査した結果、全国で数社しかなく、関東地方においては同社のみであったため。(会計法第29条の3第4項)	(非公表)	2,457,000	—	—	単価契約 (契約金額は18年度支払総額)
反射式複写器の保守(2個)	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1	平成18年4月3日	株式会社リコーMA事業部 東京都中央区銀座8-13-1	機器の安定仕様のため、同機器の製造元である同社以外には本業務が行えないため。(会計法第29条の3第4項)	1,424,980	1,424,980	100.0%	—	単価契約 (契約金額は18年度支払総額)
正倉院東西宝庫空調設備保守業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下均 京都府京都市上京区京都御苑3	平成18年4月3日	第一工業株式会社大阪支店 大阪市北区西天満3丁目6番4号	正倉院東西宝庫空調設備は宝庫内の宝物を最良の状態に保存するための設備である。空調機の異常、故障等は宝物に多大な影響を与えるため、迅速で正確な対応が必要となる。第一工業株式会社は昭和36年の西宝庫空調設備工事以来45年にわたり空調設備の維持管理に尽力してきた。また平成7、8年度には改修工事を請負い、中央監視装置等制御機器の導入も行ったため建物を含めた東西宝庫空調を十分理解し熟知している。さらに、中央監視装置のソフトウェアのノウハウは第一工業株式会社のみが保有しており他の業者でメンテナンスは不可能であるため。(会計法第29条の3第4項)	(非公表)	5,565,000	—	—	

正倉院電気設備中央監視装置 保守業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都府京都市上京区京都御苑 3	平成18年4月3日	株式会社東芝関西支 社 大阪市北区大淀中1 丁目1番30号	正倉院電気設備中央監視装置は、電気の使用状 況、使用量、各機器の故障の有無等を監視するた めのものである。宝庫の空調機器を始め電気設備 が多数あり、装置の故障は宝物に多大な影響を与 えるため、敏速で正確な対応が必要となる。株式 会社東芝関西支社は平成10年度に中央監視装置 の導入を行い、装置の仕様等を十分理解し、熟知 している。さらに、中央監視装置のハード及びソ フトウェアのノウハウは株式会社東芝のみが保 有しており他の業者でメンテナンスは不可能であ るため。(会計法第29条の3第4項)	(非公表)	1,816,500	—	—	
古裂デジタルデータ入出力装 置保守業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都府京都市上京区京都御苑 3	平成18年4月3日	奈良リコー株式会社 奈良市法華寺町13 8番地1	正倉院事務所設置の古裂デジタルデータ入出力装 置は奈良リコー株式会社独自の卓越した技術開 発力によって構築されたもので、装置全体の管 理・障害対応等のためシステムエンジニアの委託 業務を実施することが出来る唯一の業者であるた め。(会計法第29条の3第4項)	(非公表)	1,015,539	—	—	
X線分析装置保守業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都府京都市上京区京都御苑 3	平成18年4月3日	スペクトリス株式会 社バナリティカル事 業部 大阪市淀川区宮原5 丁目1番18号 新 大阪サンアールセン タービル	正倉院事務所設置のX線分析装置はスペクトリス 株式会社が独自の技術によって開発された装置 で、その修理・点検・調整等は特殊性に富み、専 門的な知識や技術力を持った技術員以外には行え ないため。(会計法第29条の3第4項)	(非公表)	2,226,000	—	—	
電子顕微鏡装置保守業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都府京都市上京区京都御苑 3	平成18年4月3日	日本電子データム株 式会社大阪センター 大阪市淀川区西中島 5-14-5 新大 阪INビル	正倉院事務所設置の電子顕微鏡装置は日本電子 データム株式会社が独自の技術によって開発され た装置で、その修理・点検・調整等は同社の専門 技術員以外には行えないため。(会計法第29条 の3第4項)	(非公表)	1,417,500	—	—	
宮殿ほか空調用自動制御装置 保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年4月14日	株式会社山武 東京都千代田区丸の 内2-7-3	本件は、宮殿、御所、宮内庁庁舎及び宮内庁病 院に設置されている空調用自動制御装置の保守点 検を行うものである。 本空調用自動制御装置保守点検は、既設設備の システムと密接不可分の関係があり、そのシステ ム構築に携わった(山武以外の者に点検をさせた 場合、既設の空調設備等の使用に著しい支障が生 じる恐れがあるため。(会計法第29条の3第4 項)	(非公表)	9,765,000	—	—	

正倉院事務所ほか新築工事に伴う第4回監理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年4月14日	株式会社日建設計 東京都千代田区飯田橋2-18-3	本件業務対象工事は、正倉院事務所ほか新築工事からの継続工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事であることから、一貫した施工監理が必要と判断され、経費の節減、安全・円滑かつ適切な監理業務を確保するうえでも、前年度工事監理業者以外の者に監理業務をさせることは不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	4,877,250	4,725,000	96.9%	—	
赤坂設備センター新築工事に伴う第2回監理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年4月14日	株式会社日本設計 東京都新宿区西新宿2-1-1新宿三井ビル	本件業務対象工事は、赤坂設備センター新築工事からの継続工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事であることから、一貫した施工監理が必要と判断され、経費の節減、安全・円滑かつ適切な監理業務を確保するうえでも前年度工事監理業者以外の者に監理業務をさせることは不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	2,831,850	2,730,000	96.4%	—	
普通乗用自動車 1両	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年4月18日	トヨタ自動車株式会社 東京都文京区後楽1丁目4番18号	皇室におけるこれらの車両は、当庁の仕様に基つき特別架装を行うため、同社のみが製造し、直接販売を行うとともに、経常における車両のメンテナンスサービス体制の充実も元より、地方お成りの際に緊急の車両整備が必要な場合、迅速かつ適切な対応が可能となる全国屈指の充実したネットワークを同社が保有しているため。（会計法第29条の3第4項）	14,310,450	13,976,655	97.7%	—	
御料車 1両	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年4月24日	トヨタ自動車株式会社 東京都文京区後楽1丁目4番18号	御料車は、昭和42年から製造されたニッサンプリンスロイヤルを40年近く使用してきたが、日産自動車からの使用停止要請を受け、後継車両の選定条件について検討していたところ、トヨタ自動車株式会社からリムジンタイプの大型乗用自動車製造段階まで達している表明があり、後継御料車として選定条件に適合するか検討を重ねたところ、当該車（トヨタセンチュリーロイヤル）が十分に適合し、如何なる御使用にも適するとの結論に至った。トヨタセンチュリーロイヤルは同社が開発及び製造し、直接販売するもので、ディーラー等の販売会社から購入することはできないため。（会計法第29条の3第4項、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号）	52,500,000	52,500,000	100.0%	—	
御紋型和三盆糖菓子の製造	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年4月27日	①株式会社虎屋 東京都港区赤坂4-9-22 ②有限会社三谷製糖 羽根さぬき本舗 香川県東かがわ市馬宿156-8	本製品の材料である和三盆糖は香川県と徳島県の限られた地域でしか入手出来ず、不測の事態が生じた場合でも、材料の調達を確実にするため、県の推薦により、両県から1社ずつ製糖所を選定した。本件契約の相手方は、選定された製糖所の良質な和三盆糖を用いて和三盆糖菓子製造を行っており、その技術と納入実績からも信用がかけられる。なお、一社での大量生産が出来ず、菓子の調達を確実にするため、2社と契約した。（会計法第29条の3第4項）	16,293,475	16,293,475	100.0%	—	単価契約 (契約金額は18年度支払総額)

<p>儀式用御椅子裂地の製造</p>	<p>支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1-1</p>	<p>平成18年4月28日</p>	<p>株式会社川島織物イ ンテリア 東京都千代田区内神 田 1-1 4-1 6</p>	<p>今回製造の裂地は宮殿造営時に当庁と当社が検 討、協議を重ねた結果決定した裂地であり、当社 が製造したものであった。同裂地製造のため、同 社が開発し、織組織・使用原料・経糸配列・紋様 構成配置などを把握した専用の織装置を保有して おり、他社に新たに織装置を開発するには、相当 な経費及び期間が必要になり、宮殿行事に支障が 生じるため、契約の性質が競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項)</p>	<p>14,041,650</p>	<p>14,034,867</p>	<p>100.0%</p>	<p>—</p>	
--------------------	--	-------------------	---	--	-------------------	-------------------	---------------	----------	--

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
正倉院宝物模造品「伎楽面（師子）」作製「加飾工程」	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都府京都市上京区京都御苑 3	平成18年5月10日	財団法人美術院 京都市下京区七条通 高倉東入ル材木町4 76-1	本事業は、平成16年度から3カ年の計画で実施し、彫刻のすぐれた技術を有した技術者による一貫した作業が必要とされる。（財）美術院は、平成14年度から2カ年をかけ正倉院宝物模造品「伎楽面（醉胡王）」を作製した実績を有している。また、昭和51年に国の選定保存技術団体として認定を受け、文化庁の指導のもと、社寺等に伝来する国宝、重要文化財等の指定品の修理と模造を手がけるとともに、技術者の養成及び修理技術の研究を行っており、すぐれた成果をあげているため。（会計法第29条の3第4項）	（非公表）	4,092,900			
正倉院宝物伎楽面修理事業第2次10カ年計画第4年度「彩色剥落止め工程」	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都府京都市上京区京都御苑 3	平成18年5月10日	株式会社岡墨光堂 京都市中京区富小路 通三条上ル	本事業は、長期計画に基づいた修理事業であり、文化財修理の豊富な経験を有する技術を持つ技術者による一貫した修理が必要である。同社は、本事業のノウハウを有しており、正倉院宝物「鳥毛立女屏風」の修理を行った実績を有しており、正倉院宝物以外にも、これまで数多くの国宝・重要文化財に指定されている絵画・書跡等古文化財の修理に長年にわたり従事した経験を有し、すぐれた成果を挙げているため。（会計法第29条の3第4項）	（非公表）	6,525,750			
正倉院宝物伎楽面修理事業第2次10カ年計画第4年度「割損・朽損補修工程」	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都府京都市上京区京都御苑 3	平成18年5月10日	北村謙一 奈良市西包永町3	本事業は、長期計画に基づいた修理事業であり、文化財修理の豊富な経験を有する技術を持つ技術者による一貫した修理が必要である。同氏は、本事業のノウハウを知りうる人物で、これまで正倉院宝物「漆皮箱」など数多くの漆工品の修理を行った実績を有し、正倉院宝物「銀平脱合子」の復元模造品を作製した経験も有している。また、同氏は漆芸の伝統工芸作家として活躍しており、他の追隨を許さぬ深い経験の蓄積を有しており、平成11年に重要無形文化財保持者（人間国宝）に認定された一方、文化財修理に関しても、文化庁の指導のもとに国指定漆芸文化財等の修理に携わり、平成6年には選定保存技術保持者に認定され、我が国における漆芸品を主とする美術工芸品の修理技術者の第一人者として中心的役割を果たしているため。（会計法第29条の3第4項）	（非公表）	1,993,845			

列車座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年5月15日	東海旅客鉄道株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり新幹線電車の座席を借り上げたもの。御利用区間で新幹線電車を運行する会社は同社以外にないため。(会計法第29条の3第5項, 予決令第9条第8号)	2,274,080	2,274,080	100.0%		
絵画「春日権現験記絵」ほか 保存修理	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年5月17日	株式会社岡墨光堂 京都市中京区富小路通三条上	前年度から継続する美術工芸品修理事業であり, 同一工房の技術者による画一した保存修理が必要とされることから, 前年の実績と卓越した伝統保存修理技術を有する同社以外には本事業を行えないため。(会計法第29条の3第4項)	46,798,352	46,653,600	99.7%		
宮殿ほか電力監視設備保守点検	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年5月19日	株式会社東芝 東京都港区芝浦1丁目1番1号	本件業務は, 皇居及び赤坂御用地内の電力監視設備の保守点検を行うものであるが, 当該設備は株式会社東芝製であり, そのシステム及びソフトウェアについても当庁の運用に併せて同社により設計・製造されたものである。従って, 当該設備全体のシステムを維持し, 運用するためには, 既存システムを熟知している同社のノウハウが必要不可欠であるため, 同社以外に本件業務を履行することは不可能といえ, 競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	(非公表)	4,725,000			
一般定期健康診断	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年5月22日	財団法人日本がん知識普及協会 東京都千代田区有楽町1-7-1	一般定期健康診断は, 集団健診でのスクリーニング(選別)検査となるが, 集団に対して迅速かつ安全及び正確に実施し, その結果に基づく精度の高い総合的な診断と, 継続的に蓄積されたデータとの比較による指導事項を含む結果報告が求められるものである。同協会は, 多くの官公庁及び一般企業の健康診断を手掛けた実績と経験を有し, 当庁においても, 平成5年度から十数年間にわたり健康診断を行っており, その健診結果報告書には, 常に的確な指導事項が記載されていた。さらに, 平成15年に健康増進法が施行されてからは, 同法に基づく病気の予防対策の一次予防(健康を増進し発病を予防する)及び二次予防(病気を早期に発見し早期に治療する)に対応した指導事項を含む非常に優れた結果報告書を納品している。また千代田区有楽町という皇居周辺の立地条件から, 設定期間に受診できない職員についても, 同じ条件で受診させることができるため。(会計法第29条の3第4項)	(非公表)	3,794,658			単価契約 (契約金額は18年度支払総額)

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
航空機座席借上外	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年6月1日	西鉄旅行株式会社東京営業本部日本橋支店 東京都中央区日本橋3 - 5 - 14	本件皇族御旅行（非公式）については、同行する団体が皇族殿下をはじめとする御一行の旅行諸手配を同社に一括依頼しており、当庁から随伴する職員の航空機座席等についても、常にお側にお仕えるために必要な座席等を確保できるのは同社のみであるため。（会計法第29条の3第5項、予決令第9条第8号）	3,609,700	3,609,700	100.0%		
天皇后両陛下シンガポール国及びタイ国御訪問特別便に関わる受託手荷物取扱業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年6月5日	株式会社日本航空インターナショナル 東京都品川区東品川2 - 4 - 11	天皇后両陛下シンガポール国及びタイ国御訪問において、政府専用機を使用することとなった。当該機を使用する際、空港地上支援業務（グラウンドリング）においては防衛庁と要請者において業務分担を行うこととなり、機側支援、ランブ業務、整備支援業務を防衛庁が、旅客、手荷物、貨物業務を要請者がそれぞれ分担して執り行うこととなっている。防衛庁では機側支援、ランブ業務、整備支援業務を株式会社日本航空インターナショナルに業務委託しているが、要請者（宮内庁）が業務分担となっている部分についても同庁が業務委託している業務と一体となって執り行う必要があるため。（会計法29条の3第4項）	2,476,913	2,476,913	100.0%		概算契約
御乗用列車座席借上料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年6月12日	東海旅客鉄道株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅 1 - 1 - 4	皇太子殿下の京都府行啓に伴い、東京駅～京都駅間の列車と御利用になるが、当該区間を直通運転している鉄道会社は、東海旅客鉄道株式会社のみであるため。（会計法第29条の3第5項、予決令第9条第8号）	871,680	871,680	100.0%		

赤坂御用地丸山御茶屋詳細調査診断業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年6月12日	財団法人建築保全センター 東京都千代田区平河町 2 - 6 - 1 平河町ビル	<p>本業務は、赤坂御用地内にある伝統的の茶室建築の詳細調査診断を行うものである。</p> <p>調査対象となる建物は、一般的な木造建物とは異なり、伝統的の茶室等に見られる伝統的な仕上技法等が用いられており、歴史的な文化財相当の建築物であることから、本業務の実施にあたっては、歴史的木造建造物の保存調査の経験、知識を有するものでなければならない。</p> <p>財団法人建築保全センターは、国の建築物の保全に関する総合的な調査研究及び技術開発を目的で設立された公益法人であり、歴史的建造物の保存調査も行っている。</p> <p>今までも同センターは、当庁を始め他省庁所管歴史的木造建築物の調査を実施した実績も十分であり、かつ、本業務と同種の業務を熟知した高度な専門的知識を有しており、歴史的建造物の調査を適切に実施できる唯一の機関であるため。</p> <p>(会計法第29条の3第4項)</p>	2,995,650	2,940,000	98.1%		
高輪皇族邸境界測量事業	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年6月21日	明治コンサルタント株式会社 東京都江戸川区臨海町 3 丁目 6 番 4 号	競争入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。(会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	3,859,800	3,675,000	95.2%		
カラー写真用現像装置保守	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年6月26日	ノーリツ鋼機株式会社 和歌山県和歌山市梅原 5 7 9 - 1	カラー写真用自動現像装置はコニカミノルタ株式会社の製品であるが、同社の事業終了に伴いノーリツ鋼機株式会社保守業務を引き継ぐこととなった。業務を履行する上で、装置製造者のノウハウを引き継ぐ同社以外に保守点検をさせた場合は、装置の使用に著しい支障が生じる恐れがあり、同社以外には本業務を行えないため。(会計法第29条の3第4項)	1,227,450	1,227,450	100.0%		

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
航空機座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年7月12日	社団法人国際交流サービス協会 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号	本件皇族御旅行（非公式）については、皇族殿下の航空機の手配を同社に一括依頼しており、当庁から随伴する職員の航空機座席についても、常にお側にお仕えするために必要な座席を確保できるのは同社のみであるため。（会計法第29条の3第5項，予決令第9条第8号）	1,845,740	1,845,740	100.0%		

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
御料車・普通乗用自動車（特別車） 2両	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年8月1日	トヨタ自動車株式会社 東京都文京区後楽 1 丁目 4 番 1 8 号	皇室におけるこれら車両は、当庁の仕様に基づき特別架装を行うため、同社のみが製造し、直接販売を行っている。また、経常における車両のメンテナンスサービス体制の充実には元より、地方行幸啓・行啓等の際に緊急の車両整備が必要な場合、迅速かつ適切な対応が可能となる全国屈指の充実したネットワークを同社が保有しているため。（会計法第29条の3第4項、国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第13条第1項第1号）	37,796,850	37,256,100	98.6%		
正倉院事務所ほか新築工事に伴う第5回監理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年8月7日	株式会社日建設計 東京都千代田区飯田橋 2 - 1 8 - 3	監理業務対象工事は、正倉院事務所ほか新築工事からの継続工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事であることから、一貫した施工監理が必要と判断され、経費の節減、安全・円滑かつ適切な監理業務を確保するうえで、前回工事監理業者以外の者に監理業務をさせることは不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	3,549,000	3,360,000	94.7%		
航空機借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年8月8日	株式会社日本航空 ジャパン 株式会社日本航空 インターナショナル 東京都港区浜松町 2 - 4 - 1 世界貿易セ ンタービル 2 2 階	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり、航空機を借り上げたもの。御利用区間を運航する会社は共同して運航に当たる両社以外にないため。（会計法第29条の3第5項、予決令第99条第8号）	（非公表）	3,298,753			
航空機座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年8月11日	株式会社ジャルセールス 東京都目黒区下目黒 3 - 7 - 1 0	皇太子同妃両殿下及び愛子内親王殿下オランダ国御旅行においては、株式会社日本航空インターナショナルが運行する直行便を御使用することとなり、予約手続等は株式会社ジャルセールスを使用している。随従員に関しても同社を使用し予約手続きを行うことにより、全体の連絡調整がしやすくなり、また、情報管理においても特に慎重を期す必要があるため。（会計法第29条の3第5項、予決令第99条第8号）	10,735,880	10,735,880	100.0%		
赤坂設備センター新築工事に伴う第3回監理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年8月14日	株式会社日本設計 東京都新宿区西新宿 2 - 1 - 1 新宿三井ビル	監理業務対象工事は、赤坂設備センター新築工事からの継続工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事であることから、一貫した施工監理が必要と判断され、経費の節減、安全・円滑かつ適切な監理業務を確保するうえで前回工事監理業者以外の者に監理業務をさせることは不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	1,113,000	1,050,000	94.3%		

<p>天皇皇后両陛下の行幸啓に係る宿泊室の賃貸等</p>	<p>支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1</p>	<p>平成18年8月21日</p>	<p>三井観光開発株式会社 札幌パークホテル 北海道札幌市中央区 南10条西3丁目1 番1号</p>	<p>天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり、両陛下の御宿泊所は前後の行事日程を勘案し、行幸啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。(会計法第29条の3第4項)</p>	<p>1,320,000</p>	<p>1,320,000</p>	<p>100.0%</p>		
<p>書陵部所蔵品(金属製品・土製品)の保存処理・保存修復事業</p>	<p>支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1</p>	<p>平成18年8月22日</p>	<p>株式会社武蔵野文化 財修復研究所 東京都杉並区成田東 4 - 36 - 15</p>	<p>競争入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。(会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)</p>	<p>5,460,000</p>	<p>5,460,000</p>	<p>100.0%</p>		
<p>京都御所八景間耐震劣化詳細調査業務</p>	<p>分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 下 均 京都府京都市上京区京都御苑 3</p>	<p>平成18年8月29日</p>	<p>財団法人建築保全センター 東京都千代田区平河 町2丁目6番1号 平河町ビル</p>	<p>本業務は、平成10年度に実施した伝統的木造建築物の耐震劣化診断のための基礎調査業務の結果により、建物の耐震性及び劣化に問題があると判断したものについて、耐震補強方法の検討及び各部材の劣化状況を詳細に調査し、耐震改修計画を作成するものである。伝統的木造建築物は、建築当初の構造計算書がないため、耐震診断を行うにあたり架構の構造的条件の設定及び耐震対応の考え方は一様ではなく、一貫した考え方で業務を遂行し、統一的な耐震調査の成果を実施できるのは、同センターだけであるため。(会計法第29条の3第4項)</p>	<p>(非公表)</p>	<p>4,410,000</p>			

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
列車借上料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年9月4日	東日本旅客鉄道株式会社 東京都台東区上野 7 - 1 - 1	外交団牧場接待は、皇室の国際親善の一環として、毎年、春季又は秋季に本邦駐在の各国大使等を栃木県塩谷郡高根沢町にある御料牧場に招待するものである。 接待の日程は、当日の朝に集合場所である皇居を出発、御料牧場に到着後に施設の紹介及び午餐等を行い、その日の夕方に皇居まで戻ってくるものである。 この日程を円滑に遂行する上で、安全かつ正確で合理的な輸送機関は鉄道であること、また、鉄道で移動をする際、御料牧場に最も近い在来鉄道駅はJR宝積寺駅となるが、当該駅へ最小時間で到着することが可能であり、なおかつ皇居から最も近い在来鉄道駅はJR上野駅となることから、当該区間（JR上野駅～JR宝積寺駅）を利用することとなる。 当該区間を直通運転している鉄道会社は東日本旅客鉄道株式会社のみであるため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第8号）	3,193,280	3,193,280	100.0%		
外交団接待につき御料牧場内天幕ほか布設及び撤去	分任支出負担行為担当官 宮内庁御料牧場長 石原哲雄 栃木県塩谷郡高根沢町上高根沢6020	平成18年9月15日	T S P 太陽株式会社 東京都目黒区東山 1丁目17番16号	競争入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	（非公表）	1,995,000			
皇室用財産等施設整備関係資料集作成のための調査・検討業務	支出負担行為担当官代理 宮内庁長官官房主計課長補佐 高橋公洋 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年9月19日	社団法人公共建築協会 東京都千代田区平河町 1 - 7 - 20 平河町 辻田ビル	本業務は「皇室用財産等施設整備関係資料集（仮称）」の作成を目的として、企画から保全に至る業務に関する基準類の整理・検討を行うものである。 業務の内容は、入札に係わる資料の作成について調査・検討を行い、管理部が主に係わる業務に対応した「皇室用財産等施設整備関係資料集（仮称）」を作成するものである。 社団法人公共建築協会は、国及び地方公共団体等の公共建築物の建築等の事業の合理化と能率化に寄与するとともに、公共建築物の建築等に携わる技術者の技術水準と地位の向上を図ることを目的として設立された公益法人であり、官公庁施設に関する基準・標準等の編集・発行及びこれらの指針・要領等の作成並びに国家機関、地方自治体及び独立行政法人に対する「施設整備に関する基準類等」の調査・検討業務について多くの実績を有し、また、過去2か年度において皇室用財産等施設整備に関する現状基準類を整理した実績を有し、当庁の業務内容を十分に把握していることから、本業務を適切に実施できる唯一の機関であるため。（会計法第29条の3第4項）	3,868,588	3,780,000	97.7%		

料理	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年9月22日	株式会社精養軒 東京都台東区上野公園 4 - 5 8	外交団牧場接待は、皇室の国際親善の一環として毎年春季又は秋季に本邦駐在の各国大使等を栃木県塩谷郡高根沢町にある御料牧場に招待するもので、その際の料理は当庁の使用に基づくジンギスカン料理を主としたものである。 料理の調製にあたっては味覚、デザイン等に長年の経験と高度の技術を要するばかりでなく、接客においては、宮中における招宴と同等のサービスを提供することが重要である。 同社は、同接待料理における料理の味覚、デザイン等に毎回、同社独自の工夫を凝らしているとともに、接客サービスも一流であり、長年にわたり牧場接待を請け負ってきた経験から、宮中における招宴と同等の高度な技術に支えられた格調高い配膳業務を行うことができる上、行事の流れを熟知しており、外交団に対する接遇も臨機応変に対応できるため。(会計法29条の3第4項)	(非公表)	2,252,250			
室料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年9月22日	株式会社神戸ポートピアホテル 兵庫県神戸市中央区港島中町 6 - 1 0 - 1	皇太子殿下の行啓に当たり、殿下の御宿泊所は前後の行事日程を勘案し、行啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。(会計法29条の3第4項)	815,000	815,000	100.0%		
天皇皇后両陛下の行幸啓に係る宿泊室の賃貸等	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年9月27日	株式会社ホテルオークラ神戸 兵庫県神戸市中央区波止場町 2 番 1 号	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり、両陛下の御宿泊所は前後の行事日程を勘案し、行幸啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。(会計法29条の3第4項)	1,320,000	1,320,000	100.0%		
生け花の購入	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年9月28日	株式会社日比谷花壇 東京都千代田区内幸町 1 - 1 - 1	諸儀式等に使用される生け花は高水準のものでなくてはならない。諸儀式等は年間140件程行われ、調達数量が多くなる場合にも、当庁の要望に迅速かつ的確に応えられる業者を選定する必要がある。以上をふまえ市場価格調査を行った結果、有利な価格で調達ができ、当庁で39年間の生け込み実績を有し信頼がおける同社と契約した。(会計法29条の3第4項)	1,744,976	1,744,976	100.0%	単価契約 (契約金額は18年度支払総額)	
航空機借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年9月28日	全日本空輸株式会社 東京都港区東新橋 1 丁目 5 番 2 号汐留シティセンター	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり、航空機を借り上げたもの。御利用区間を運航する会社は同社以外にないため。(会計法第29条の3第5項、予決令第99条第8号)	(非公表)	9,095,282			

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
列車座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年10月4日	東海旅客鉄道株式会社 名古屋市中村区名駅 1-1-4	天皇陛下の行幸に当たり新幹線電車の座席を借り上げたもの。御利用区間で新幹線電車を運行する会社は同社以外にないため。（会計法第29条の3第5項、予決令第99条第8号）	1,000,800	1,000,800	100.0%	-	
武蔵陵墓地参道測量及び整備設計業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年10月10日	三井共同建設コンサルタント株式会社 東京都新宿区高田馬場一丁目4番15号	競争入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	5,785,500	5,670,000	98.0%	-	
皇后誕生日酒饌料理	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年10月13日	株式会社紀文食品 中央区銀座7-14-13	本業務は皇后陛下御誕生日の祝宴にお出しする宮中の伝統的儀式料理の調製を行うものである。同社は昭和46年3月の皇后誕生日祝宴料理から、宮中の伝統的儀式料理の調製を確実に履行している唯一の業者で、大量かつ新鮮な食材の調達や数日間に亘り相当数の料理人の派遣を確実にできるのは、同社のみであるため。（会計法29条の3第4項）	（非公表）	1,685,775	（非公表）	-	
航空機座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年10月16日	社団法人 国際交流サービス協会 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号	皇族の外国御訪問・御旅行に際しては、警備関係に慎重を期するため、フライト情報については最小限の関係者に留める必要がある。同社は海外の事情に精通し、各航空会社と綿密な連絡をとることができ、支援等業務において信頼がおける。また、各社へ確認したところ、既に一部の路線において、当庁が指定する座席に空席はなく、同社においてのみ座席を確保することができたため。（会計法第29条の3第5項、予決令第99条第8号）	7,955,440	7,955,440	100.0%	-	

天皇皇后両陛下の行幸啓に係る宿泊室の賃貸等	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年10月20日	(株)ニューオータニ九州 佐賀市与賀町 1 - 2	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり、両陛下の御宿泊所は前後の行事日程を勘案し、行幸啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。(会計法第29条の3第4項)	1,320,000	1,320,000	100.0%	-	
御料牧場肉加工所地区整備ほか工事に伴う設計業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年10月24日	株式会社梓設計 東京都品川区東品川 2丁目1番11号	本業務は、御料牧場肉加工所地区における整備ほか工事に伴う設計を行う業務である。この業務は、技術的判断を要し競争を許さない場合(技術力重視)に該当するので、本契約に先立ち、プロポーザルを実施した結果、同社を選定したため。(会計法第29条の3第4項)	19,267,500	18,900,000	98.09%	-	
御乗用列車座席借上料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年10月25日	東海旅客鉄道株式会社 愛知県名古屋市中 村区名駅 1 - 1 - 4	皇太子同妃両殿下の奈良県及び京都府行啓に伴い、東京駅～京都駅間の列車を御利用になるが、当該区間を直通運転している鉄道会社は、東海旅客鉄道株式会社のみであるため。 (予算決算及び会計令第99条第8号)	1,016,960	1,016,960	100%	-	

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達最適化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
書陵部西書庫防黴清掃作業	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年11月2日	株式会社フミテック 東京都港区芝浦 2 - 13 - 6	宮内庁書陵部書庫を最良な状態で保存管理をするためには防黴清掃作業が不可欠であり、同人が特許をもつ防黴剤を使用した作業が安全・最良であり、かつ、文化財の扱いに熟知しているため。（会計法第29条の3第4項）	2,048,025	2,047,500	100.0%	-	
宮殿昇降設備改修ほか工事に伴う基本設計業務	支出負担行為担当官代理 宮内庁長官官房主計課長補佐 高橋公洋 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年11月9日	株式会社山下設計 東京都中央区日本橋小網町 6 - 1	本業務は、宮殿昇降設備改修等の基本設計を行う業務である。 当該設備の設計にあたっては、我が国最高の儀式を行う宮殿としての意匠性・芸術性及び創建当時の空間構成を損なうことなく一貫した考え方及び方針を求められ、平成17年度に施工した宮殿昇降設備取設工事（南溜及び南渡）に伴い実施した「宮殿昇降設備基本構想及び実施設計業務」とは密接不可分の関係にある。同業務は簡易プロポーザル方式により同社が契約の相手方として選定され請け負った実績があり、本件業務内容を最も把握し、業務目的を的確に履行できる唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）	4,571,700	3,675,000	80.4%	-	
詳細点検調査（皇5号御料車）	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成18年11月29日	日産自動車株式会社 東京都中央区銀座6-17-1	御料車（ニッサン リノイトル）は日産自動車製造した車両であり、いわゆる市販車ではないため、この詳細点検調査を実施するには、製造時からの知識、技術的管理等を有し、かつ、必要な交換部品等を保有又は短期間に製造することが求められ、製造者以外が行うことは不可能であるため。（会計法第29条の3第4項）	2,963,787	2,963,787	100.0%	-	

<p>天皇誕生日，新年一般参賀につき 御立台風除室布設及び撤去</p>	<p>支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1</p>	<p>平成18年11月27日</p>	<p>イナックスステ ム・ビルリモデリン グ株式会社 東京都新宿区西新宿 3 - 2 - 11</p>	<p>本業務は，天皇誕生日及び新年一般参賀 の実施にあたり，宮殿ベランダに仮設御立 台の風除室等を布設する業務である。 風除室は，年末年始の行事が集中する時 期に，短時間で安全かつ確実に組み立て ることが求められるため，その構造及び組み 立て方法を熟知したものを以外に施工させた 場合，宮殿行事等に多大な支障をきたす恐 れがある。 同社は，布設対象となるサッシを製作し た会社であり，その当初から本業務を行う など30年以上の長きにわたる実績を有 し，また，平成17年度には既存風除室の サッシ及びガラスの改修をしており，風除 室全般の構造及び現場状況を熟知し，安全 かつ確実に実施することの出来る唯一の業 者であるため。（会計法第29条の3第4 項）</p>	<p>(非公表)</p>	<p>2,415,000</p>	<p>(非公表)</p>	<p>-</p>	
---	--	--------------------	---	--	--------------	------------------	--------------	----------	--

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
絵画「山色新」保存修理	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌	平成18年12月1日	株式会社 岡墨光堂 京都市中京区富小路 通三条上る	皇室用美術工芸品の修理事業で、過去において修理対象品と同時代かつ同等作家の修理を行った実績を有し、熟知した技術者による画一した保存修理が必要とされるため、卓越した伝統保存修理技術を有した本社以外に本事業が行えないため。（会計法第29条の3第4項）	3,237,312	2,925,300	90.4%	-	
宮殿保全整備計画に伴う第5回詳細調査業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年12月7日	財団法人建築保全センター 東京都千代田区平河町2-6-1	宮殿は、経年による劣化が進み、部分的改修を進めてきたが、竣工以来30余年を経過し、宮殿が国の最高の儀式を行う施設であることを鑑み、総合的に長期改修計画を立てることとなった。 今回業務では宮殿の保全業務を実施するためのマニュアル構築、宮殿の耐震性能の確認を目的としており、本業務を円滑かつ適切に実行するには、確かな実績と必要な知識が不可欠である。 同センターは、平成13年度に建物概況調査を行い、同14年度から毎年詳細調査を行った実績がある。また、同センターは、国の建築物の保全に関する総合的な調査研究及び技術開発を目的として設立された公益法人として多くの実績を有し、本業務を適切に実施できる唯一の機関であるため。（会計法第29条の3第4項）	19,750,500	18,900,000	95.7%	-	
天皇誕生日祝宴料理及び祝宴箱詰料理	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年12月15日	株式会社紀文食品 東京都中央区銀座7-14-13	本業務は、天皇陛下御誕生日の祝宴にお出しする宮中の伝統的儀式料理の調製を行うものである。同社は昭和46年3月の皇后誕生日祝宴料理から、宮中の伝統的儀式料理の調製を確実に履行している唯一の業者であり、大量かつ新鮮な食材の調達や数日間に亘り相当数の料理人派遣を確実にこなすのは、同社のみであるため。（会計法29条の3第4項）	(非公表)	9,122,148	(非公表)	-	
給与等事務処理システムのメンテナンス業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年12月20日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1丁目5番2号	本業務は、給与システムのプログラムを給与法改正に基づくメンテナンスを計るもので、同社は同システムを構築し、運用支援を受託していることから、システム全体の詳細構成を把握している唯一の業者であり、本業務を他の業者に行わせた場合、新規機能と既存データの整合性等における不具合を生じる恐れがあるため、同社以外には行えないため。（会計法第29条の3第4項）	5,284,650	4,983,300	94.3%	-	
新年祝宴料理	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田1-1	平成18年12月26日	株式会社紀文食品 東京都中央区銀座7-14-13	本業務は、新年祝賀の祝宴にお出しする宮中の伝統的儀式料理の調製を行うものである。同社は昭和46年3月の皇后誕生日祝宴料理から、宮中の伝統的儀式料理の調製を確実に履行している唯一の業者であり、大量かつ新鮮な食材の調達や数日間に亘り相当数の料理人派遣を確実にこなすのは、同社のみであるため。（会計法29条の3第4項）	(非公表)	9,241,806	(非公表)	-	

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
給与等事務処理システムの改修	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成19年1月4日	富士通株式会社 東京都港区東新橋 1丁目 5番2号	本業務は、複数口座制導入及び国庫金事務の電子化対応に伴う給与等事務処理システムの改修業務を行うもので、同社は同システムを構築し、運用支援を受託していることから、システム全体の詳細構成を把握している唯一の業者であり、本業務を他の業者に行わせた場合、新規機能と既存データの整合性等における不具合を生じる恐れがあるため、同社以外には行えないため。 （会計法第29条の3第4項）	5,080,950	4,813,200	94.7%	-	
御簾（9張）及び御翳代御簾（2張）の製造	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成19年1月5日	渡邊みすや 渡邊辰雄 東京都江戸川区春江町 2 - 9 - 10	本件は、宮中三殿において使用する御簾の製造であり、造営当時より伝統・格式等を重んじ、本式とされる「八重編」によるものを使用しているが、同者はこの製造技術を伝承し、帽額、縁及び房等の細部にわたる模様や色合いを織物に反映させる技術を兼ね備え、同御簾を製造できる技術を有する唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）	4,686,150	4,562,250	97.4%	-	
「花園院宸記第25巻」コロタイプ複製	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成19年1月9日	株式会社便利堂 京都府京都市中京区新町 通竹屋町下ル弁才天町 3 01	カラーコロタイプ印刷は各種印刷技術の中でも、最も精巧な写真製版技術であり、古典籍の複製の原本と同様な現状・形態に復元できる技術をもつ唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）	（非公表）	14,685,753	（非公表）	-	
ティアラの修繕 1台	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成19年1月18日	株式会社 ミキモト 東京都中央区銀座四丁目 五番五号	同社においては、数多くのティアラ等を手掛けて高い信頼を得ていると共に、御用の都度、軽微な修理、磨き直し、検品等、一連の業務を遂行している実績があり、また、当該ティアラについても修理等を行った実績を有していることから、当庁の求める一元化した修繕を行うことが出来るのは、同社において他にないため。 （会計法第29条の3第4項）	1,695,750	1,690,500	99.7%	-	
天皇后両陛下下シガポール国・タイ国御訪問（ル-77国お立ち寄り）記録映画の製作	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成19年1月22日	株式会社 毎日映画社 東京都千代田区一ツ橋 1 - 1 - 1	当記録映画は、天皇后両陛下の外国御訪問の記録として製作するもので、記録要素の高い写真で構成することが必要条件である。同社は、皇室紹介番組の1つである「皇室アルバム」を長年にわたり製作しており、皇室行事の趣旨に精通し、また、今回使用する映像を唯一保有しているため。 （会計法第29条の3第4項）	4,762,800	4,618,950	97.0%	-	

（注1） 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

公共調達 の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
書籍「拾遺和歌集」「金葉和歌集」	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成19年2月1日	株式会社思文閣出版 京都府京都市左京区田中 開田町 2 - 7	当庁における事務・事業の遂行に必要な一級の資料で皇室用図書として保存管理すべき価値を有するため購入するものであるが、それぞれに本邦に1点しかない古書籍であって、契約の性質が競争を許さない。（会計法第29条の3第4項）	14,000,000	14,000,000	100.0%	-	
皇居内各所伝統的建築物調査診断業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成19年2月8日	財団法人建築保全センター 東京都千代田区平河町 2 - 6 - 1	本業務は、皇居内にある伝統的建築物の詳細調査診断を行うものである。 調査対象となる建物は、一般的な木造建物とは異なり、伝統的な構造並びに仕上技法等が用いられており、歴史的文化財相当の建築物であることから、本件業務の実施にあたっては、歴史的木造建築物の保存調査の経験、知識を有するものでなければならない。 同センターは、国の建築物の保全に関する総合的な調査研究及び技術開発を目的で設立された公益法人であり、歴史的建造物の保存調査も行っている。 今までも同センターは、当庁を始め他省庁所管歴史的木造建築物の調査を実施した実績も十分であり、かつ、本業務と同種の業務を熟知した高度な専門的知識を有しており、歴史的建造物の調査を適切に実施できる唯一の機関であるため。（会計法29条の3第4項）	23,478,000	23,100,000	98.4%	-	
参観受付システムのメモリ増設 他	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成19年2月13日	新日鉄ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川 2 - 2 0 - 1 5	本業務は、同システムのメモリの増設及び参観受付サーバへのウィルス侵入及び不正アクセスの未然防止のためのセキュリティ対策用のソフトウェアの導入を行うもので、同社は同システムを構築し、保守業務を受託していることから、システム全体の詳細構成を把握している唯一の業者であり、本業務を他の業者に行かせた場合、新規機能と既存データの整合性等における不具合を生じる恐れがあるため、同社以外には行えないため。（会計法第29条の3第4項）	1,261,050	991,200	78.6%	-	
皇室制度史料 儀制 成年式 二	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成19年2月16日	株式会社吉川弘文館 東京都文京区本郷 7 - 2 - 8	「儀制 成年式 二」は、同社においてのみ刊行するものであり、出版元から直接購入するため。（会計法第29条の3第4項）	3,381,000	3,381,000	100.0%	-	

（注1）公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

（注2）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
飲料品	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成19年3月5日	株式会社明治屋 東京都中央区京橋 2 - 2 - 8	皇居において国賓・公賓及び各国外交使節団等を接遇する際、宮中晚餐・宮中午餐等に使用されるものである。宮中の諸宴に使用される飲料品は使用区分が決まっており、当庁の選定した銘柄及び数量を確実に納入できるのは同社のみであるため。（会計法第29条の3第4項）	3,274,800	3,274,800	100.0%	-	
御贈進品の購入	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成19年3月12日	非公表	天皇后両陛下始め皇族方が外国元首等に御贈進になる報償品（美術工芸品）であり、代替性がないものであるため。（会計法第29条の3第4項）	1,732,500	1,732,500	100.0%	-	
御贈進品の購入	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成19年3月12日	非公表	天皇后両陛下始め皇族方が外国元首等に御贈進になる報償品（美術工芸品）であり、代替性がないものであるため。（会計法第29条の3第4項）	2,079,000	2,079,000	100.0%	-	
料理ほか	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成19年3月14日	株式会社帝国ホテル 東京都千代田区内幸町 1 - 1 - 1	本件は、皇室の外国交際の一環として、駐日大使夫妻を始めとした外交団や友好親善団体の代表など各界要人を招待して、毎年都内のホテルで開催されているレセプションである。被招待者の中には内外の要警護対象者がいることから、昨今の世界情勢も鑑み、セキュリティについてはより一層考慮しなくてはならず、相当多数の駐日大使や各界要人が出席する本件行事の性質上、開催日時などを前広に公告することはなじまない。契約の相手方の選定に当たっては、会場の立地条件を始め、宴会場の広さ、環境及び設備並びにセキュリティ等を考慮し、また、料理の調製に当たっては、招待客の民族や宗教による違いについても十分な注意を払いつつ、皇室の特色を出すために御料牧場生産品を使用した料理もメニューの中に取り入れること、あるいは外国要人接遇の実績が豊富であることなど、当庁が求める多くの条件を満たし、かつ、行事開催予定日とホテル側の都合が合致したのは同ホテルのみであったため。（会計法第29条の3第4項）	（非公表）	2,953,650	（非公表）	-	
室料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 井川裕昌 東京都千代田区千代田 1 - 1	平成19年3月13日	株式会社ズイカインターナショナル 長野県下高井郡山ノ内大字夜間瀬 1 2 3 7 7 - 6	皇太子同妃両殿下及び愛子内親王殿下の長野県行啓に際して、東宮侍従を始めとする供奉員は、それぞれの職務が円滑に進められるよう、お三方のお泊所と同じ施設で相当数の部屋を職務用として借り上げる必要があるため。（会計法第29条の3第4項）	1,060,000	1,060,000	100.0%	-	